

平成 14 年度政策評価書（事後評価）

1	政策名 世論の調査
2	政策分野 政府広報・広聴活動
3	担当部局名 大臣官房政府広報室
4	評価方式 実績評価
5	政策の目標・目的 世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正、中立かつ正確に把握し、国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取することで、政府施策の企画立案等に資する。
6	政策の内容 (1) 国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正、中立かつ正確に把握し、政府施策の企画立案等に資するため世論調査を実施。（平成 14 年度実施分を中心に評価） 証券投資に関する世論調査の実施 国民生活に関する世論調査の実施 男女共同参画社会に関する世論調査の実施 臓器移植に関する世論調査の実施 児童の性的搾取に関する世論調査の実施 防災に関する世論調査の実施 外交に関する世論調査の実施 社会意識に関する世論調査の実施 自衛隊・防衛問題に関する世論調査の実施 人権擁護に関する世論調査の実施 公的年金制度に関する世論調査の実施 (2) 政府の重要施策等に対する一般からの幅広い意見要望を聴取するために国政モニター制度を運用。 随時報告の実施 課題報告の実施 モニター会議の実施

7 予算事項名及び予算額（単位：百万円）

予算事項名	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
世論調査委託費	322	322	322	227
政府広報一般事務費（モニター）	22	22	22	22
計	344	344	344	249

8 政策評価の観点及び基準

(1) 世論調査について

国民のニーズを把握する施策世論調査について、関係府省の調査ニーズの観点から施策の必要性を評価。

調査手法の適切性と適切と考えられる調査手法を採用した場合の調査実施の価格の観点から施策の効率性を評価。

行政府における世論調査結果の利活用状況及び民間における調査結果の利活用状況、調査手法、客体数、調査票の中立性、回収率、調査結果の提供サービスの観点から有効性を評価。

(2) 国政モニター制度について

国民から政府の施策に対する意見要望を聴く施策国政モニター制度について、意見要望等の聴取状況及び各府省への配付実績等の観点から施策の必要性を評価。

国政モニターの募集方法、選定方法、国政モニター会議開催方法の観点から有効性を評価。

9 政策効果の把握の手法又は指標（及びその結果）

(1) 世論調査

アウトプット指標

・各府省からの世論調査の要望実績

指標の性質		平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
参考指標	要望件数	47 件	38 件	29 件	24 件	21 件
	実施件数	12 件	14 件	14 件	14 件	11 件

（出所）内閣府にて集計

・世論調査の回収率（全世論調査の単純平均）

指標の性質	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
達成目標 （70%以上）	70.4%	70.4%	70.3%	69.7%	70.3%

（出所）内閣府にて集計

（考慮されるべき外部要因）プライバシー意識の高まり等による調査環境の悪化

アウトカム指標

・各府省の世論調査結果の利活用の実績・予定

（参考指標）下記「12 政策評価の結果」及び別紙 4「調査結果の利活用実績及び利活用予定」参照

・世論調査ホームページのアクセス件数（ページビュー）

指標の性質	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
参考指標	-	-	-	63 万件	108 万件

（出所）内閣府にて集計

・報告書の配布・貸し出し件数

指標の性質	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
参考指標	1,464 件	1,628 件	1,385 件	1,465 件	1,132 件

（出所）内閣府にて集計

（考慮されるべき外部要因）14 年度よりインターネット掲載情報の充実

（2）国政モニター

アウトプット指標

・国政モニター（随時報告）の報告件数及び関係府省への配布件数（重複分を含む）

指標の性質		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
参考指標	報告件数 （1人平均）	2222件 （4.0件）	3355件 （6.1件）	2642件 （4.8件）	1901件 （3.5件）	2086件 （3.8件）
	配布件数	-	-	-	4720件	4533件

（出所）内閣府にて集計

・国政モニター（課題報告）の報告件数（＝関係府省への配布件数）

指標の性質		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
参考指標	総件数 （1課題平均）	1110件 （278件）	772件 （257件）	1152件 （230件）	2565件 （321件）	1404件 （351件）

（出所）内閣府にて集計

アウトカム指標

・各府省の課題報告結果の利活用の状況

（参考指標）下記「12 政策評価の結果」及び別紙 8「国政モニター課題報告の目的及び利活用」参照

・国政モニターホームページのアクセス件数（ページビュー）

指標の性質	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年
参考指標	-	-	-	-	8 万 8 千件

（出所）内閣府にて集計

（考慮されるべき外部要因）14 年度よりインターネット掲載を開始

10 学識経験を有する者の知見の活用

- (1) 下記からなる世論の調査評価委員会を設置し、調査の必要性及び有効性（調査の必要性、調査方法の妥当性、標本数の妥当性、調査票の中立性、報告書の質）、国政モニターの必要性及び有効性（随時報告・課題報告・国政モニター会議の必要性、公募による募集方法・募集人員・任期・都道府県別職種別割り当て人数・国政モニター会議の開催方法の妥当性）に対して意見聴取（別紙 2，7）
- (2) 同時に、改善事項等について意見聴取（別紙 5，9）

< 世論の調査評価委員会メンバー >

飽戸 弘	東洋英和女学院大学教授
川上 和久	明治学院大学教授
小林 和夫	(株)リサーチインターナショナル・ジャパン相談役
鈴木 孝雄	(社)日本新聞協会営業業務部長
鈴木 榮	日本アイ・ビー・エム株式会社顧問

11 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ・世論調査，課題報告の各省庁における利活用の状況
- ・世論調査やモニター制度の必要性に関する世論調査結果（別紙 1）
- ・国内有力調査会社からの調査経費見積り（別紙 3）
- ・『世論調査の現況』（平成 14 年度版）

12 政策評価の結果

(1) 世論の調査の必要性

世論調査や国政モニター制度などの「世論の調査」は、国民や社会のニーズを反映した政策を行うためにこれらを把握する広聴活動と位置付けられており、言うまでもなく、その目的は国民や社会のニーズに適っている。

また、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するにあたり国民世論の動向を把握することは、政策を実施する主体として政府が自ら行うべき不可欠な活動である。

(2) 世論調査の必要性

政府広報室が実施する世論調査の役割

政府広報室が実施する世論調査については、原則として各府省の要望に基づき調査を実施する。調査の実施にあたっては、施策に対して中立な立場である政府広報室が調査事項を調整することで、偏りのない調査を企画することができること、政府施策の調査を集中して実施することから効率的で正確な調査を実施することができる。

各府省からの世論調査の要請実績

政府広報室世論調査は各府省から要望のある調査テーマについて、関連する政策の重要性や具体的利活用の予定等を考慮し、調査実施テーマを選定している。

平成 14 年度の世論調査実施件数は 11 件であるが、実際には各府省から実施件数の約倍にあたる 21 件の調査実施の要請があり、国民の意見を把握を政策に反映させるための手段

である世論調査に対する行政機関のニーズは依然として高い。

なお、近年世論調査の要望件数は減少傾向にあったが、平成 15 年度調査の要望は 23 件の要望があり要望数は増加している。(9「各府省からの世論調査の要望実績」指標参照)

世論調査に関する世論調査の結果

中央調査社が実施する個別面接聴取法によるオムニバス調査を活用して、国や地方自治体の世論調査の必要性について調査した結果、国や地方自治体の世論調査が必要であるとした者の割合は 84.1% (「必要である」37.2% + 「ある程度は必要である」46.9%)、必要でないとした者の割合は 9.3% (「あまり必要ではない」6.5% + 「必要ではない」2.7%) となっており、約 8 割の者が必要であるとの評価を行っており、国民や社会のニーズに適っていることを示している。(別紙 1「オムニバス調査の結果」)

また、意見や要望を国政に反映させるための方法として充実してもらいたい事項として「世論調査などの調査活動の充実」をあげた者が 35.5%と最も高くなっている。(別紙 1「世論調査やモニター制度の必要性に関する世論調査結果」参照)

各調査の必要性に対する評価委員からの意見

調査ごとに評価委員に対して実施した調査の必要性に対するアンケート調査の結果はほとんどの調査でほとんどの委員から「必要である」との回答を得ており、その必要性が概ね承認された。(別紙 2「評価委員アンケート結果」)

世論調査ホームページのアクセス件数

世論調査の結果は報告書にまとめられ各府省に配布され政策の企画立案等に利活用されると同時にホームページに調査結果を掲載し、一般にも広く利用できるよう配慮している。

平成 13 年度中のホームページアクセス件数は、1 年で 63 万ページビューのアクセスがあった。平成 14 年度中のホームページアクセス件数は、1 年で 108 万ページビューのアクセスがあり、一般にも調査結果が活用されている。

なお、平成 14 年度初期に平成 8 年度以降の調査結果しか掲載していなかったものを平成元年以降の調査結果まで掲載し、より一層の情報提供に努めたために、平成 14 年度のアクセス件数が増加したものと判断している。(9「世論調査ホームページのアクセス件数」指標参照)

報告書貸し出し・配布件数

世論調査の結果は一般にも広く利用できるように図書館等へ報告書を配布すると同時に政府広報室においても報告書の配布・貸し出しを行っている。

平成 14 年度の貸し出し・配布件数は 1132 件であり、一般においても調査結果が活用されている。なお、平成 13 年度中の政府広報室からの貸し出し・配布件数(1465 件)から減少しているが、これは、ホームページを充実したことと、調査実施件数が少なかったことによるものと考えている。(9「報告書の配布・貸し出し件数」指標参照)

(3) 世論調査の効率性

世論把握の手法と妥当な調査手法の調査会社からの見積り額と落札価格

「世論」を把握する手段として、当室が採用している個別面接聴取法による世論調査のほかに、面接面前記入法、面接留置法、面接郵送回収法、郵送調査、電話調査、インターネット調査などの手段があり、それぞれの調査にはメリットデメリット両面がある。一般的にこれらの調査手法より個別面接聴取法による調査の方が高価であるが、昭和51年のNHKの研究「調査方式の比較研究 - 個人面接法など4方式の実験調査 -」における個別面接聴取法、面接面前記入法、面接留置法、面接郵送回収法の比較によると、回収の有効率（回収数から回答違反を除く有効回収）はこれらの4調査の中で個別面接聴取法がもっとも高い。さらに個別面接聴取法に近い電話調査も内閣府施策調査のような施策に対する意見を聴取する設問の難易度の高い調査の調査方法には向いていない。郵送法は回収の確保が困難であり、インターネット調査は母集団に課題が残っている。よって個別面接聴取法が内閣府世論調査としてふさわしい手法であると考えられる。

実際に調査ごとに評価委員に対して実施した調査手法の妥当性に対するアンケート調査の結果はほとんどの調査でほとんどの委員から「妥当である」との回答を得ており、個別面接聴取法が内閣府世論調査の調査手法として妥当であるとの評価を得ている。（別紙2「評価委員アンケート結果」）

この妥当な調査手法を採用し、当該手法による全国規模の実査及び集計を民間に委託するにあたっては、全国に拠点を有しており過去2年のうちで個別面接聴取法による全国調査の実績がある調査会社による一般競争入札により委託先を選定している。平成14年度調査についても同様な手続きを行っているところではあるが、落札価格を評価するために応札業者以外の見積り価格を収集し比較した結果、落札価格が最も安価であり、入札が適正に機能し、効率的な価格で調査を実施していると判断される。（別紙3「10,000サンプル個別面接聴取法による調査の応札価格及び見積り価格」）

(3) 世論調査の有効性

各府省の施策世論調査結果の利活用の実績と利活用の予定

各府省から要請され実施された世論調査の結果は、各府省においてそれぞれの政策の企画立案作業や広報活動等の基礎資料として利活用されることとなる。本年度実施した世論調査のうち、結果公表後半年を過ぎる程度の利活用を行う時間が与えられている世論調査についてその利活用の実態、半年を過ぎていない世論調査についてはその利活用の利活用の予定を以下に示す（詳細は別紙4「調査結果の利活用実績及び利活用予定」）。各府省において実際に結果が十分活用されている又は十分に活用される予定となっている。なお、国民生活に関する世論調査と社会意識に関する世論調査は政府広報室が独自に企画実施している世論調査である。

(7) 証券投資に関する世論調査（金融庁における主な活用）

調査結果等を踏まえ、平成14年8月に「証券市場の改革促進プログラム」を策定し、「銀行と証券会社の共同店舗の解禁」のために内閣府令の改正を行ったほか、「証券取引法の一部を改正する法律（案）」を国会に提出するなど、証券市場を投資しやすく、信頼性の高いものとするための対応を行った。

(イ) 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府における主な活用）

男女共同参画会議での「女性のチャレンジ支援策」の検討の基礎資料としたほか、男女共同参画白書や国際比較調査の日本調査分として活用した。

(ロ) 臓器移植に関する世論調査（厚生労働省における主な活用の実態）

15歳未満の臓器提供等臓器移植をめぐる諸課題について、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会等において検討を行う際の基礎資料としたほか、「臓器の移植に関する法律」の附帯決議に基づく国会報告の資料として活用した。

(ハ) 児童の性的搾取に関する世論調査（活用の実態）

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（案）を作成する際の基礎資料とした。

(ニ) 防災に関する世論調査（目的及び結果活用の予定）

防災教育及び防災情報の共有化の分野において、中央防災会議の専門調査会で具体的な施策をとりまとめる予定であり最終とりまとめの検討資料として活用するほか防災白書の基礎資料とする予定である。

(ホ) 外交に関する世論調査（目的及び結果活用の予定）

外交政策の企画立案のための基礎資料とする。外務省本省及び在外公館における外交政策の企画・立案のための参考資料、各種資料の作成（外交青書、広報パンフレット等）、在京各国大使館や在外公館において外交に関する日本国民の意識を対外的に説明するための資料、要人訪日（また日本の要人による外国訪問）の際の参考資料などに幅広く活用する予定である。

(ヘ) 自衛隊・防衛問題に関する世論調査（目的及び結果活用の予定）

防衛政策の立案等のための基礎資料にするとともに、広報施策の立案等のための参考資料として活用している。また、防衛庁ホームページ等に調査結果を掲載して情報提供を実施した。今後は、防衛白書への掲載も予定している。

(ヒ) 人権擁護に関する世論調査（目的及び結果活用の予定）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）の第7条の規定で策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月閣議決定）」に基づくフォローアップ実施の基礎資料とする予定である。

(フ) 公的年金制度に関する世論調査（目的及び結果活用の予定）

少子高齢化の進行等を踏まえ、平成16年に公的年金制度改正が予定されており、その検討の際の基礎資料とする。

サンプルサイズの妥当性に対する評価委員からの意見

調査ごとに評価委員会に対して実施したサンプルサイズの妥当性に対するアンケート調査の結果はほとんどの調査でほとんどの委員から「妥当である」との回答を得ており、その妥当性が概ね認められた。（別紙2「評価委員アンケート結果」）

調査票の中立性に対する評価委員からの意見

調査ごとに評価委員会に対して実施した調査票の中立性に対するアンケート調査の結果はほとんどの調査でほとんどの委員から「中立である」との回答を得ており、調査票の中立性が概ね認められた。（別紙2「評価委員アンケート結果」）

なお、評価委員から個別調査ごとに調査票の質の向上のための提案があったことから、来年度以降、同様の調査を行う場合、当該意見を参考にして調査票を作成する。（別紙5「評価委員からの指摘事項」）

回収率

回収率は調査結果の正確性を測る一つの指標であり、調査の信頼性を高めるためにその水準を適正に保つ必要がある。一方で、近年のプライバシー意識の高まり等から調査の実施環境は悪化の一途をたどっている。さらに、政府広報室が実施する世論調査はその中立性を確保する観点から調査対象者に内閣府調査であることを原則として示すことなく実施しており、回収率を高いレベルで維持することが困難となっている。

このような状況の中で、政府広報室は入札仕様書の中で回収率70%の確保を受託会社の努力既定として設け、回収率70%以上を目標としている。

平成14年度の調査については回収率の単純平均で70.3%となっており、70%の水準を維持している。（9「世論調査の回収率（全世論調査の単純平均）」指標参照）

個別調査の回収率は以下のとおりの結果となっており、11の調査のうち8つ調査で70%を達成しているが、一部調査において70%を下回ったものもあり、今後、回収率の向上を受託会社に求めるとともに、実施主体として設問の分量軽減等、回収率の維持に努めるよう努力する。

・証券投資に関する世論調査	中央調査社	71.7%
・国民生活に関する世論調査	中央調査社	72.5%
・男女共同参画社会に関する世論調査	中央調査社	71.2%
・臓器移植に関する世論調査	新情報センター	70.0%
・児童の性的搾取に関する世論調査	新情報センター	64.9%
・防災に関する世論調査	中央調査社	71.8%
・外交に関する世論調査	中央調査社	70.9%
・社会意識に関する世論調査	新情報センター	68.9%
・自衛隊・防衛問題に関する世論調査	新情報センター	70.9%
・人権擁護に関する世論調査	日本リサーチセンター	68.6%
・公的年金制度に関する世論調査	中央調査社	71.6%

一方で、政府広報室が別途取りまとめを行っている「全国世論調査の現況」による平成13年度中に全国で実施された調査のうち無作為抽出で個別面接聴取法による調査（全国調査でないものを含む）の平均回収率は73.4%であり、一般の調査と比較しても遜色のない水準を維持している。

調査報告書のクオリティー及び調査報告書のクオリティーに対する評価委員からの意見

調査報告書は必要と思われるフェースシート及び質問同士のクロスを行い、詳細な分析を行うことができるよう十分配慮し、概ね各調査で600クロス程度を準備している。

さらに、調査結果の公表の中立性の観点に配慮し、特定の質問の結果を誇張することなく、中立的な表現で結果紹介を行うこととしている。

加えて、調査ごとに評価委員会に対して実施した調査報告書の質に対するアンケート調査の結果はほとんどの調査でほとんどの委員から「良い」との回答を得ており、報告書の質

について概ね認められた。(別紙2「評価委員アンケート結果」)

なお、評価委員から個別調査ごとに報告書の質の向上のための提案があったことから、来年度以降、同様の調査を行う場合、当該意見を参考にして報告書を作成する。(別紙5「評価委員からの指摘事項」)

(5) 国政モニター制度の必要性

政府広報室が実施する必要性

国政モニター制度は、「国の重要政策等に関して、広く一般国民から意見、要望などを聴取し、国の行政施策の企画、立案及び実施のための参考とする。」ことを目的に実施している。このような政府施策全般にわたる国民の意見などを聴き、各府省の施策の参考とするモニター制度は、内閣府政府広報室が実施することにより、中立的な立場からの聴取や各府省に対する横断的な立場からの聴取が可能となり、効率的な広聴が実施できる。

また、国政モニター制度を常時維持することにより、国民各層から随時に、又は行政が必要とする時期、テーマについての意見・要望等が得られ、効率的である。

さらに、国民の視点から見ても、政府と国民とのコミュニケーションを確保し、政府施策全般を網羅した国民モニター制度は、国民の行政参加の役割を担っており、国民の期待に込んでいるものといえる。

モニターに関する意識調査の結果

中央調査社が実施する個別面接聴取法によるオムニバス調査を活用して、国や地方自治体のモニター制度の必要性について調査した結果、必要であるとした者の割合は 79.1% (「必要である」32.6% + 「ある程度は必要である」46.5%)、必要でないとした者の割合は 12.0% (「あまり必要でない」8.4% + 「必要でない」3.7%) となっており、約 8 割の者が必要であるとの評価を行っており、国民や社会のニーズに適していることをしめしている。

また、意見や要望を国政に反映させるための方法として充実してもらいたい事項として「意見・要望やアンケート調査を行う『モニター制度』」を挙げたものの割合が 35.5% と最も高くなっている。(別紙1「世論調査やモニター制度の必要性に関する世論調査結果」参照)

随時報告及び課題報告の必要性

国の行政施策について、国政モニター自身が日常の生活の中で気付いた意見・要望等である随時報告は地方の生活の実体験に基づく意見であり、所定の用紙に国民自らの言葉を文章で記述することにより行われるため、他のアンケート形式の調査に比べて、国民の意見などが明確に表れ、国民のニーズを的確に把握することが容易である。さらに少数意見を活用することも可能であり、効率的、効果的制度である。平成 14 年度は国政モニターから 2,086 件の報告があり、一人当たりでは年間平均 3.8 件の報告があった。(9「国政モニター(随時報告)の報告件数及び関係府省への配布件数(重複分を含む)」指標参照)

なお、平成 14 年度には、国政モニターに、「国政モニター月報」、「時の動き」、「c a b i ネット」、「官報資料版」などを参考資料として毎月送付し、行政施策に対する広報・啓発を行い、行政に理解と関心を深めさせ、より国政に参考となる意見を提出してもらえ

よう配慮しているところである。

また、あらかじめ内閣府がテーマを設定する課題報告は原則として各府省の要望に基づき実施するため、行政が必要な時期に特定のテーマの報告を得られ、施策を企画、立案、実施の際の参考資料、評価資料として、効率的な利活用がなされている。

平成 14 年度は各府省から 4 課題の要望実績があり、国政モニターへの行政のニーズが認められる。なお、「ペイオフ解禁について」(金融庁)、「土地の固定資産税の税負担について」(総務省)「薬物乱用防止対策について」(警察庁)「男女共同参画社会の実現に向けての方策について」(内閣府) 4 課題を実施して、1,404 件の報告件数(一課題平均 351 件)があった。(9「国政モニター(課題報告)の報告件数(=関係府省への配布件数)」指標参照)

国政モニター会議の必要性

国政モニター会議は書面では十分意を尽くせない事項などについて、政府広報室職員や関係省庁との懇談を通じて意見、提言等を聴取するものである。このため、書面による随時報告や課題報告にはない、国政モニターと政府職員との直接対話の場になっているため、国民の国政モニター会議への参加意欲は高く、意見聴取の手法として期待されており、行政への理解を促進する機会ともなっている。

随時報告、課題報告及び国政モニター会議の必要性に対する評価委員からの意見

評価委員に対して実施した随時報告、課題報告の必要性に対するアンケート調査の結果は全員の委員から「必要である」との回答を得ており、その必要性が承認された。

また、国政モニター会議の必要性に対するアンケート調査の結果はほとんどの委員から「必要である」との回答を得ており、その必要性が概ね承認された。(別紙 6「国政モニター制度評価委員アンケート結果」)

国政モニターホームページのアクセス件数

国政モニターからの報告等は「国政モニター月報」にまとめられ、各府省、都道府県、政令指定都市に配布され、行政施策の企画立案等の際に参考として利活用されるとともに、平成 14 年度から内閣府ホームページに概要を掲載し、国民にも広く利用できるよう配慮している。これらは、国政モニターの意見等を「国民の生の声」として、広く国民にフィードバックすることにより、なお一層国民の国政への関心、参加意欲の向上につながっていくものと考えられる。

平成 14 年度中のホームページアクセス件数は、1 年で 8 万 8 千ページビューのアクセスがあり、国民にも活用されている。(9「国政モニターホームページのアクセス件数」指標参照)

(6) 国政モニター制度の有効性

国政モニターの募集方法・選定方法及び募集結果

国政モニターの募集は公募により行われている。公募方法は新聞記事下掲載(全国 7 6 紙に掲載)、ホームページ掲載等により、全国の国民に認知される最も適切な手段をとってい

る。また、応募手段ははがきを用いており、最も国民の多くが使用可能な手段である。このようなことから、平成 14 年度は約 16,000 人の応募があり、国民だれもが応募できる手法を用いている効果があることを示している。(別紙 7「国政モニターの実態」)

また、国政モニターの実態は国の行政に関心を持ち、国政モニターとしての熱意と意見を有する者とし、国勢調査の都道府県別人口(20歳以上)、職業分類別人口(20歳以上、除く公務員)を基礎として、都道府県別、職種(従業上の地位)別に人数配分している『国政モニターの実態及び職種別配分基準』、性別、年齢を考慮の上、選定している。これにより、一部の層に偏ることない意見の聴取が可能となっている。

国政モニターの実態等の妥当性に対する評価委員からの意見

評価委員に対して実施した公募による募集方法、募集人員、都道府県別割り当て人数の妥当性に対するアンケート調査の結果は全員の委員から「妥当である」との回答を得ており、その妥当性が承認された。

また、任期の妥当性に対するアンケート調査の結果は過半数委員から「妥当である」との回答を得ており、その妥当性が概ね承認されたが、任期を 2 年とし、半数を入れ替えるという意見があった。(別紙 6「国政モニター制度評価委員アンケート結果」)

関係府省への配布件数

随時報告の各府省への配布は重複分を含めて 4,533 件であった。配付先府省の実績は全府省である。(9「国政モニター(随時報告)の報告件数及び関係府省への配布件数」指標参照)

関係府省の利活用の状況

各府省に国政モニターからの随時報告を配布する際に、月毎の事項別報告件数、報告内容の概要の資料を毎月配布(「各府省広報担当者会議」が開かれる場合はその席上で説明)するなど、各府省における行政施策への反映を促している。

各府省の利活用状況について、随時報告では、各府省は国政モニター報告を受理した後、広報担当の部局や施策担当部局内で回覧するなどして周知徹底を図っている。しかし、随時報告では、国政という特徴から、それぞれをすぐに個別に対応することは難しく、各府省のホームページなどに寄せられた意見と合わせて、企画立案の際の参考資料とするという抽象的な利活用に止まることが多い。

課題報告については、府省からの要望により実施していることから、具体的に利活用の機会、時期があらかじめ決まっている。その調査結果はとりまとめをして、計画の策定や審議会場で活用されている。(詳細は別紙 8「国政モニター課題報告の目的及び利活用」)

(ア) ペイオフ解禁について

預金保険制度の浸透及び周知に向けて、制度の広報を効果的かつ効率的に実施する際の参考として活用した。

(イ) 土地の固定資産税の税負担について

平成 15 年度税制改正の基本的な方向を検討する際の基礎資料として、引き続き負担水準の均衡化を促進する現行の負担調整措置の維持を決定する際に活用した。

(ウ) 薬物乱用防止対策について

薬物問題に対する国民の認識と国民が望む諸対策の在り方等を把握し、薬物事犯の取締りや広報啓発活動等の薬物対策を推進するための参考資料として活用した。

(I) 男女共同参画社会の実現に向けての方策について

男女共同参画会議において、「女性のチャレンジ支援策」について検討する際や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行状況等を検討する際の基礎資料にするなど、具体的施策推進のための基礎資料として活用した。

国政モニター会議の開催実績

平成 14 年度は従来の原則 3 年毎、平日開催を踏襲しつつ、隣接県の合同開催を増やし、2 県及び 4 県合同の会議を日曜日とし(2 回開催)、平日開催と合わせ全国 10 か所で開催した。これにより、従来は 16 都府県の国政モニターが対象であったものを、14 年度は 21 都府県 251 人(国政モニター定数は全国で 550 人)が対象になり、国政モニター会議に参加をする機会が増加し、より多くの意見を聴取できた。

また、会議時間を 30 分延長し、前半は重要かつ緊急性の高い課題で、国民生活に密接に関連したテーマを選定し、そのテーマに関する意見聴取を導入し、後半は国の行政一般についての意見を聴取した。14 年度は「地球温暖化防止と日常の取組について」(環境省)、「市町村合併について」(総務省)、「子育て支援について」(厚生労働省)の 3 つテーマを取り上げた。テーマについては所管府省のパンフレットなどの提供を受け、それらを国政モニター会議開催通知と併せて国政モニターに送付し、さらに所管府省職員の会議出席等の協力も得られたことにより、意見交換が活発に行われ、より質の高い意見を聴取でき、それらの意見に関する議事要旨を関係府省に配付することで、各府省で施策の参考とされているところである。

国政モニター会議開催方法の妥当性に対する評価委員からの意見

評価委員に対して実施した国政モニター会議開催方法の妥当性に対するアンケート調査の結果はほとんどの委員から「妥当である」との回答を得ており、その妥当性が概ね承認された。(別紙 6「国政モニター制度評価委員アンケート結果」)

13 今後の政策等に反映すべき事項及び今後の取り組み方針

(1) 世論調査の回収率については、その平均が目標とする 70%を確保することができたが、一部調査では 70%を下回っていることから、平成 15 年度は抽出を早く行い、事前に調査協力を依頼するはがきを調査対象者に送付するとともに、過去 3 年間回収率が 70%を下回っている社会意識に関する世論調査等については実施主体を明らかにして調査を行うことを 15 年度に検討する。

(2) 評価委員から調査個別に調査手法、調査内容、報告書の内容に関する提案を受けていることから、15 年度以降再び同じテーマで調査を行う場合は時系列だけの理由で同様の調査手法、調査内容、報告書の内容を採用するのではなく、再度それぞれについて検討を加える。(別紙 5「調査ごとの評価委員の指摘事項」参照)

(3) 評価委員会から世論調査の調査研究を積極的に実施すべきであるとの指摘を受けたことを踏まえ、平成 15 年度以降、機動的に実施する世論調査や現在の調査環境を鑑みてあらゆる

る調査手法を検討すること等の調査研究を実施する。

- (4) 評価委員会からマイクロデータの提供を行うべきであるとの指摘を受けたことを踏まえ、マイクロデータを提供した場合の社会的影響、情報公開法との関連、個人情報保護法との関連、統計法との関連などの観点から、マイクロデータの提供について 15 年度に検討する。
- (5) 評価委員会から全国の世論調査のデータベースを整備すべきとの指摘を受けたことを踏まえ、政府広報室の世論調査を含めて全国の世論調査を取りまとめている全国世論調査の現況の情報を格納できるデータベースを整備することについて対応を講ずる。
- (6) 国政モニター随時報告については、活用可能な具体的な意見を聴取するために、15 年度から政府広報刊行物の配布や政府広報オンラインの情報提供と合わせて、政府の施策について各府省から資料提供を受けるなど、更に情報提供を充実させることより、国政モニターへの啓発を行い、資質の向上と活性化を図る。
- (7) 国政モニター会議については、年度の前半開催の方が後半開催と比べて出席率が高いため、9 月までに全て実施することとし、出席率向上のため日曜日開催の回数を 15 年度は 2 回から 4 回に増加する。
- (8) 国政モニターの募集については、国民の利便性を考慮し、幅の広い各層からのモニター候補者を得るため、15 年度のモニター募集からインターネットで直接応募できるようにする。
- (9) 評価委員から現在の国政モニター制度に加えて、インターネットを通じてのモニター制度の創設について指摘を受けたことを踏まえ、インターネットモニターについて実施に向けた調査研究を行い、国民のニーズにあった国政モニター制度の充実強化の検討を 15 年度に行う。
- (10) 評価委員から提案のあった国政モニターの任期の延長などについては、上記インターネットモニターの実施と合わせて検討を 15 年度に行う。(別紙 9「国政モニター制度について評価委員からの意見」参照)